

★特集★

目的は貴金属…!?

訪問購入トラブルにご用心!

訪問購入とは事業者が消費者の自宅等を訪問して、物品の購入を行う取引のことを言います。「訪問買い取り」や「押し買い」と呼ばれることもあります。「不用品を買い取る」という勧誘電話をかけてきますが、実際の目的は**貴金属の場合が多い**ようです。訪問買取業者が家庭を訪れる際は、必ず**買取品目を伝えた上でアポイントメントを取ることが法律で定められており**、守らない場合は、違法となります。トラブルを避けるためにも不要な勧誘はしっかりと断りましょう。



❗ **不要な勧誘はきっぱり断る!**

❗ **売るつもりのない貴金属やブランド品などを安易に見せない、触らせない**

❗ **売却した場合は、契約書面の交付を受けてしっかり保管する**

訪問購入にはクーリング・オフ制度があります。契約書面を受け取った日を1日目として8日間は、購入業者に書面等で申し入れすることによって、無条件で契約を解除することができるほか、物品の引き渡しを拒むことができます。

売却の契約をしても、その場ですぐに物品を引き渡す必要はありません。



適用除外物品

2輪以外の自動車、家具、大型家電、本・CD・DVD・ゲームソフト類、有価証券

相談窓口

音更町消費生活センター ☎ 0155-32-3211 FAX 0155-32-3212

消費生活センターは、町が設置している音更町と土幌町在住の消費者のための消費生活相談窓口で、相談は無料です。悪質商法、訪問販売、通信販売等における消費者被害や事業者とのトラブル、商品の安全性に関する相談や情報提供を音更町消費者協会に委託して行っています。

〒080-0302 音更町木野西通17丁目1番地 共栄コミュニティセンター1階
【開設時間】午前9時～午後5時 【休館日】日曜、祝日、第1月曜、年末年始

消費者ホットライン(全国共通) ☎188 又は 0570-064-370

町消費生活センターが休館日の場合は、消費者ホットラインにお電話ください。国民生活センターにつながります。(年末年始は除く。)

見守り 新鮮情報

年配の女性から「**どんなものでも買い取ります**」と丁寧な電話があり、洋服の訪問買い取りを了承した。しかし、訪問してきたのは若い男性で、突然「**貴金属はないか**」と強く言われ、用意していた洋服は車に

放り込まれた。

怖くなって、亡く

なった夫の**金歯**や**ネックレス**などを探して渡してしまった。それらを探している間に、**買取書**のチェック欄に**勝手に記入**され、近くに置いていた印鑑で**捺印**までされていた。男性は買い取り代として約2万5千円を置いて帰った。
(70歳代)

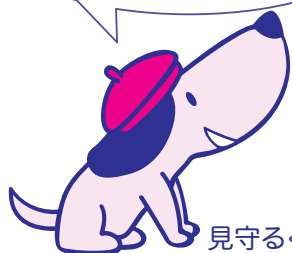
貴金属はないか?



貴金属の 買い取りが**目的!?** 強引な訪問購入に注意

ひとこと助言

売るつもりがなければ
見せないで!



見守るくん

- 訪問購入をしようとする購入業者が突然訪問して勧誘をすることは禁止されています。このような禁止行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 前もって電話等で訪問を約束した場合でも、購入業者は、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません。売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せず、きっぱり断りましょう。
- 売却する場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類や買取価格、事業者の連絡先などを確認することが大切です。
- 訪問購入は、条件を満たせばクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間中は引き渡しを拒むこともできます。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。